

經濟學論叢 每月一日發行
 第四十九卷第六號 昭和十四年十二月一日發行
 大正四年六月二十一日 第三種郵便物認可

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷第六號

昭和十四年四月二十日

論叢

近世中期の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎
 波動の内在性……………文學博士 高田保馬

時論

水産食糧の確保と漁業組合……………經濟學博士 蜷川虎三
 法幣對策論の起結……………經濟學士 徳永清行

研究

遼史食貨志に見られたる經濟思想……………經濟學士 穂積文雄
 問屋の歴史的特質……………經濟學士 堀江英一
 エッチワースと「統計の方法」……………經濟學士 馬場吉行

說苑

クラークの植民地無價值論……………經濟學士 金持一郎
 大工場が地方經濟に及ぼす影響……………經濟學士 菊田太郎

附錄

彙報
 外國雜誌論題
 本誌第四十九卷總目錄

(禁轉載)

水産食糧の確保と漁業組合

蜷 川 虎 三

米の不足を繞つて漸く國民食糧の問題が喧しくなり種々な對策やこれに關する意見が論議されるやうになつたが、何か泥繩的な遲滞きの感がないではない。今更いふまでもなく非常時の聲があげられてから既に十年、非常時に對應して軍備の充實強化の必要が叫ばれたのであるが、軍備の充實強化を必要とするやうな事態はまた同時に國民食糧の確保を必要とする事態であることは論なきところで、今日に至つて米の不足が云々され、事新しく對策が論議されるが如きことは甚だ遺憾のことである。今日まで一體何をしてゐたと責めるよりも、今日かうした問題の現れるその影響に對し寔に寒心に堪へない。

今日の米の不足は、その生産絶對量の減少が早魃などの自然的原因によるものと一應は認められても、寧ろ社會的經濟的原因が支配的で、その結果として米が出廻らないといふ事情を惹起してゐることを考へなければなら

なく。

一般に原始産業に就いてその生産の増減が自然的原因に歸せられることが多く而も何人もこれを疑はないが、謂ふ所の自然的原因にしても必ずしも技術的に防げない譯ではなく、寧ろ技術的には防げるものを防ぐやうに出来ないといふ社會的經濟的事情によるものが尠くないやうに思はれる。かゝる場合に、これを以て直ちに自然的なもので如何んともすることが出来ぬといふやうに片附けることが正しいかどうか甚だ疑問である。早害だとか冷害だとか、年々繰返されるが恐らく技術的に不可抗の手の附けられぬといったものではないであらう。尤も原始産業は工業に比しその性質上自然に依存し且つ自然に支配される點は多いが、だからといつて何も手を拱いてその威力に慄伏する必要はなく、進んでこれを克服する策に出づべきで、かゝる策がとれるかどうか問題がある。

ところが従來の例に見ると、殆どさうした策をとつてゐないばかりでなく、かゝる策をとるに就いて障害となるやうな事情の排除にさへ意を用ひてゐないやうに見える。而も實際に於てとられる政策は流通を中心とし主體とする政策で、流通それ自體と流通によつて生産を動かさうとする意圖を内容とするから價格及び價格操作が中心的な問題となり、従つてそれは必ずしも生産の確保を保證するものではない。寧ろ端的にいへば、生産の確保などは問題でなく價格の維持が目的であつたとさへ見られるのが従來の米に對する政策であつた。米穀統制法の内容をなすその政策の意圖する所が表明の如何に拘らず實質的にはさういふものであつたことは最早議論の餘地のない所であり、私も種々の機會に指摘した所である。¹⁾

従つて米穀の生産並に供給の確保といふ點からすれば、米穀統制法の運用如何に拘らずかゝる政策は無力なも

1) 拙稿「經濟更生と其の問題」經濟論叢昭和十一年十一月

ので、若しこの非常時局に於て米の生産を確保し國民食糧の供給を圓滑に保持しようとすれば、自ら別途の策を講ずる必要がある譯である。而してこれを徹底的に行つてこそ米の生産は確保し得られるので、今日米不足に對する方策として唱へられる代用食の奨励や消費節約の種々なる方法の如きは一時的應急的なものとしては意味があるにしても決して生産確保の根本策ではなく、往々にしてこれらの一時凌ぎの便法は根本策を回避せしむる危険がある。

國民食糧としての米の生産が確保されねばならぬ以上、確保され得る方策をとらなければならぬ。而して問題が生産の確保に在る限り、何も廻りくどい流通部面から價格を通じた方策をとる必要はなく、國民食糧としての米の生産量を算定し、これを内外地を一體として米作地に割當て、米作農家の經營が維持出来るやうに方策を講ずれば何も問題はない譯である。ところが、從來の行き方では、肥料の製造者にも十分な利潤を得させ、肥料商人にも單なる配給手数料ではなく高利貸的利益を許し、地主及び米商人にも彼等の要求する所を満足し、而も農家も消費者も悲鳴をあげぬ所に米價を維持しようとするので、かういふことが可能かどうか、またそれが如何なる結果を齎したかは事實に讓つてこゝには問はないが、何れにしても直接的に生産を確保するものでないことだけは確かである。ゆゑに根本は、何よりも農家に一定量の米を生産させること、而してこの生産が可能なるやうに農家の經濟及び生活を維持することである。而して農家がその經濟及び生活を維持し得るためには、生産及び生活用物資が獲得出来ること、生産に必要な勞働力が保持出来ること、自然的な危険の克服が可能なること、これらの費用を賄つてその經濟及び生活の保持が出来るだけの米價が維持出来ること、等が必要である。

しかし米は國民食糧である。單に圓滑に十分に供給されるといふばかりでなく、價格は出來る限り低廉でなければならぬ。殊に今日の如く貿易の振興が重要であり、生産費の低廉なることがその根本的なる要件である限りは國民生活費を低位置に在らしむることは不可缺の條件で、國民食糧はその意味に於ても出來る限り低價格に維持されなければならぬ。従つて米の生産に就いて農家の諸掛り負擔を軽減すると共に、米の配給過程を單純化し、中間搾取を排除することが米の生産を確保し而も米價を低く維持する所以でなければならぬ。現に低物價政策を強調しながら而も米價を三十八圓から四十三圓にまで五圓の大幅引上げをしなければ米の出廻りが鈍いといふのは何も米作農家が米を押へてゐる譯ではなく中間の配給機關の操作による所の多いことは周知の事實である。

ゆゑに、肥料その他の農業用物資を低廉に且つ圓滑に配給すること、小作料その他農家の負擔を軽減すること、勞働力の補充のため組織的な方法を講ずること、米の配給機構の徹底的な改善をなすこと、等が急務でなければならぬ。而してこれを國の權力に於て、組織的に行つてこそ統制であり、またかゝる統制によつてのみ米の生産は確保され得る。もちろん、これがためには、從來の關係から種々な摩擦や障害の起ることも豫想されるが、しかし國のために國民のために食糧を確保しなければならぬ限り、かゝる摩擦や障害を怖れてゐることは出來ない。況んや、農家によつて甘い汁を吸つてゐた連中の利益などを考へてゐられるものではない。

もちろん、これは「米の生産の確保」を急務としての話で、若しこの前提を除けば、從來のやうに價格のみを弄る米穀統制法もまた統制であらうが、今日の事態は決して當時と同じものでない限り、政策もまた根本的な検討と改善とを必要とするやうに思はれる。ところが、政策は事態の變化を追掛けてゐたのでは遅いので、事態の

變化に先廻りして、これに備へることによつて國が意圖し目的とする所に都合よき事態を生ぜしむるものでなければ意味をなさない。戦争が始つて軍備の充實強化を圖るのでは既に遅く、豫め戦争に備へて軍備の充實強化を圖るならばその目的を十分に達し得よう。また戦争自體を防ぐことが出来るであらう。これと全く同じことである。今日米の不足を前にして食糧問題を云々するのは遅時きだといふ所以であるが、米を初めとして農業生産に就いて食糧確保の見地から根本的な対策がとられてゐないのは甚だ遺憾であり且つ不安である。

敢て農業生産ばかりでなく漁業生産に就いても同様のことがいひ得る。幸に國民食糧としての水産物に就いては不足の聲は起らないが、消費者の購買する價格の騰貴は著しく、この點に於て決して豊富な潤澤な供給がなされてゐるものとは見られない。米と共に水産物を食糧とするわが國民に於て水産物の價格の騰貴によつてその消費を甚だしく抑制しなければならぬ事態に立至ると、榮養を攝る道がなく、殊に國民體位の向上と保健との重要性が叫ばれてゐる今日、これを如何にして解決するか等閑に附し得ぬ問題でなければならぬ。果して問題として今日起つてゐないからといつて放置してゐていゝであらうか。寧ろ事實に於て國民生活を壓迫してゐながら水産食糧の確保の問題として取上げられない結果一般の關心が薄いのではあるまいか。若しそのゆゑに水産食糧の生産並に供給に就いて對策を閑却するならばこれまた米の二の舞を演ずるかも知れない。人は我國の強味を以て食糧の豊富と自給の安全性に在りとして來たが、既に米に於て必ずしも然らざることが示されてゐる以上、水産食糧に就いても考へる所があつて然るべきであらう。

現に水産物の價格昂騰による生活の壓迫があり、また水産物の供給の主體たる沿岸漁業に於ける生産の減退の

事實があり、而も遠洋漁業に於て資材及び勞働力の關係上必ずしもその發展に期待出來ぬ以上、水産食糧確保の見地から根本對策を樹立しこれに對處することは決して早計ではないと考へる。殊に、今日までの所では、我國の水産政策なるものは確立されてをらず、水産業並に漁村に關する個々の對策施設にしても根本的な見通しのないために徹底を缺き、率直にいへば間に合せのものが多く、先に述べたやうに事態を後から追掛ける類のものであるから、今日に於て政策を確立し、必要なる手段を講じて置かないと手の附けられないやうな結果になるであらう。現に沿岸漁業の一部及び淡水漁業のある部面に就いては生産の確保どころか全く漁場が荒廢してこれを放棄せざるを得ないやうな状態に在るものも尠くないのである。而してかゝる傾向は種々な原因によつて擴大しつゝあり、而も水産物に對する需要は今後益々増大するものとすれば、この開きを一體どうするか、まさに水産政策に於ける根本的な問題でなければならぬ。

二

水産業に於ける基本的な生産は漁業に在る。而して漁業には内陸水界の漁業即ち淡水漁業もあるが主たる漁業はもちろん海に於ける漁業で、沿岸漁業と海洋漁業とに區別されるのが普通である。沿岸漁業は沿岸近傍の所在の漁場に於て營まれる漁業で、その漁場には一般に漁業權が設定されてゐる。また普通に海洋漁業と呼ばれる場合には沿岸漁業以外の漁業を指稱し、内地沖合遠洋漁業及び海外漁業等を含むものである。

而してこれによる總漁獲高は昭和十年に於て四億一千五百萬圓で、これを内外地に區別して見ると次の如くである(内地は出漁額を含む)¹⁾

1) 第五七回大日本帝國統計年鑑による

内地	三二〇、五一三 ^千
朝鮮	六五、九六七
臺灣	一三、六四〇
樺太	八、〇〇七
關東州	五、五一九
南洋	一、六四一

なほかゝる生産價額をあげる漁業に就いてその生産數量が幾何であるかといふに、素より水産統計に於て確實なるものを求められないが、内地の生産高は農林統計によると十億二百萬貫(三七九八千噸)、推算される所によると十四億九千七百萬貫(五六〇八千噸)といはれる¹⁾。因に外國の資料によると世界の漁獲高一二五二萬噸でアジア(日本の内地及外地)が五〇四萬噸の四割を占めてゐる(一九三四年=昭和九年)²⁾。

アメリカ	二、一七〇 ^千	一七・三三%
アジア	五、〇四〇	四〇・二六
ヨーロッパ	三、八四〇	三〇・六七
ソ聯邦	一、四〇三	一一・二一

また各國別に見ても日本はソ聯の三倍以上、イギリス(九四七千噸)の約五倍の漁獲をあげてゐることゝなり數字だけによつて見ても世界何れの國も日本に對し比較にならないが、動物性の食糧として専ら水産物に依存する我國に於て果してこれを以て満足し得るや否や甚だ問題である。寧ろ日本水産業が國民經濟並に國民生活に於て如何なる役割を課せられ、またその役割を如何なる程度にはたしてゐるか、といふことこそ日本水産業の檢討の基準に置くべきで、單に漁獲高が世界の四割乃至五割を占めてゐるとか漁業者が世界の七割を占めてゐるとかいふ

1) 日本學術振興會、國民食糧の現状 p.2
 2) Annuaire Statistique de la Société des Nations 1936-37

ことは何も自慢になることではない。

現に内地の沿岸漁業などは漁場の荒廢のために伸びないばかりでなく却つて衰退の傾向が顯著である。尤も今日の統計の現状ではこれを數量的に實證することは困難であるが、沿岸漁村に於て不漁は常に訴へられる所であり、また實際に視察するに不漁ならしむる原因は次第に重積して行く事實を見る。而も沿岸漁業は内地漁業に於て漁獲高の七割前後を占めるものであり(昭和十年に於て六割九分)、これが消長は内地漁業に對し重大なる影響を及ぼすことは私が既に屢々注意せる所である。もちろん海洋漁業に於てこれを補ふことも考へられるが、他の場所でも述べたやうに、たゞ漁場を荒廢せしめこれを捨て、新漁場に移ることは決して漁業の發展ではなく、而も今日の如く石油を初め漁業用物資が不自由になつて來ると海洋漁業も自ら制限されざるを得ないこととなる。従つて漁業の發展として海洋漁業に進出することはもちろん異議のない所であるが、また同時に沿岸漁業を護りこれが振興を圖ることの重要なことも考へなければならぬ。

ところが、從來私が常に注意してゐるやうに、かうした點に就いてわが日本水産業に關する根本政策なるものは確立してをらず、僅に民間の聲によつて動かされるにとゞまり、而もいはゆる民間なるものが必ずしも漁業者や漁村民でない場合が少くない状態である。従つて沿岸漁業に關する對策の如きは、昭和五年の世界恐慌による漁村の困窮疲弊によつて無視出來ぬ状態に至りながら而も甚だ不十分不徹底で今日に至つてゐる有様である。今日の時局は漸く日本水産業の役割の重要性を幾分ながら一般に認めしむるに至つてはゐるが、假令認めたとところで何等對策を講ずる所がなければ認めないも同じことである。地方を廻つて見ると、漁業關係者が異口同音に而

1) 拙著、漁村の更生と漁村の指導 統計表「沿岸漁獲高の推移」参照

も口を極めて訴へる所は地方官の水産業に對する認識の缺除である。而してこれは事實のやうであるが、しかし敢て地方官のみを責めるのは當らないので、寧ろ日本水産業に對し國策を缺く點こそ考ふべきであらう。殊に今日之の如く國民食糧の確保が重要な問題である際に於てその必要を痛感せざるを得ない。

國民食糧としての水産物に就いて營養的見地から計算される所によると現在の内地生産高では不十分であるといはれてゐる。先に掲げたやうに、内地生産高は十四億九千七百萬貫であり、その中非食用製造物即ち肥料、フイシユミール、魚油などが六億貫の四〇%、食用製造物が六億一千一百萬貫の四一%、食用鮮魚介が二億八千六百萬貫の一九%で、食用としては生産高の六〇%即ち八億九千七百萬貫が利用されてゐるに過ぎない¹⁾。ところが、營養的見地から必要とされる水産物は次の引用の如く十四億二千三百萬貫である。

「各種動物試験の成績に徴してみると吾々が日々攝取する總蛋白質量の三割以上を動物性蛋白質より攝取することが營養上必要である。されば營養學が示す一例として一人一日(日本人)の蛋白質所要量を八〇瓦とし其の三割即ち二四瓦を動物性蛋白質とする爲に、先づ其の三分の一(八瓦)を畜産物から、残りの一六瓦を水産魚介類から攝るとすると幾何程の數量を要するかを計算して見ると、魚介類より鮮肉(可食分)は四六% (將來は五〇—六〇%)となし得る見込あり)利用し得られ、其の鮮肉中には一八—二〇%の蛋白質が含まれてゐるから一六瓦の蛋白を得るには一〇四瓦の鮮肉を要し、一〇四瓦の食用肉を得るには魚介の二六〇瓦(約七〇%²⁾)を求めねばならない。而して昭和十年内地に於ける人口總數は六九、二五四、一四八人で之を消費單位人口に換算すると五五、六九四、一八六人となり一日七〇²⁾匁づつ一年三六五日間魚介を供給するとせば約十四億二千三百萬貫となる。この數量は現在の生産額を以てしては肥料其他を全部食用とし、魚類の頭部、骨及内臓等を全部食用とし、又ウエストをも皆無ならしめても右の所要額に達せしめることは出来ない。即ち別に對策計劃を樹て増産を期さねばならぬ。實際に於て水産食糧増産の弾力性は甚だ大である故、新漁場の探査、漁業經營の合理化、海洋漁業の振興、淡水及淺海利用水産増殖等の諸施設を完全に實施する曉には、今後人口が増加するとしても水産食糧の所要量を供給することは可能である」²⁾

1) 前掲、國民食糧の現状 p.2
2) 前掲、國民食糧の現状 p.271

即ちこれによると漁獲物の一切を食用とし而も頭を嚙り骨まで舐つてもなほ現在の生産高では不足することゝなるが、昭和十年の一消費單位當り一日水産食糧消費額は一二・七五匁で、なほこれを生食と製造品に分けて計算すると、生食四・〇六匁、製品三・四七匁、計七・五三匁となり、一〇四瓦即ち二七・七七匁の鮮肉を必要とするといふ先の計算からすると、僅にその二七％しか攝つてゐないことになる。而もこれは生産高から平均的に見てのことで、更に價格による制約を考へるならば、一般大衆の口にはこれだけの分量も入らぬものと見なければならぬ。即ち國民生活の見地からすれば、水産日本も現在のところ決して水産物に恵まれてゐる譯ではない。従つて一方に於て漁獲高を増大すると共に低廉なる水産物を國民大衆の生活のために圓滑且つ十分に配給することが刻下の急務でなければならぬ。

然らば漁獲高の増大は可能であるか。もちろん先に引用した報告に論ぜられるやうに「水産食糧増産の弾力性は甚だ大」であるかも知れない。少くとも自然的條件に於て技術的に考へる限り確かにさうであらうが、然らばこれを如何にして實現するかである。成程、新漁場を探查し、海洋漁業を振興し、或は淡水淺海を利用し水産増殖に努め、漁業經營の合理化を圖る等の方策を講じ施設をなすなど、これらを「完全に實施する暁には」増産の目的を達し得るには違ひないが、現在のところでは「完全」はおるか不完全にさへ見通しを以て行はれてはゐない。もちろん、かうしたお題目は從來唱へられてをり、部分的には行はれてゐない譯ではない。しかし、國の政策として根本的な見通しがあり、また方策があつて組織的に行はれてゐる譯ではないからその効果を生ずる前に反つて妨害條件の方が強く働くことゝなつてゐる。例へば淡水淺海の利用だといつて水産増産も考へられてはゐる

1) 同上、p.49

が、それ以上に都市の發展、森林の伐採、埋立工事、水力電氣、工場の汚水の流出、等々が水界の生産力を著しく減退枯渴せしめてゐる上に、漁民の貧困は濫獲を敢てするに至らしめ更にこれに拍車をかけてゐる。海洋漁業の振興といつても薄資の漁業者にはそれだけの經濟的基礎なく、自ら大規模な資本家的漁業として經營されざるを得ず而も既に今日に於て獨占支配の傾向が強く、國民食糧の供給より問題は最高利潤の獲得に在る。また一概に漁業經營の合理化といはれるが、内地漁獲高の七割を占める沿岸漁業に於て、これを如何に合理化するか、その方策こそ問題である。漁業に伴ふ自然的並に經濟的危險¹⁾を克服排除するばかりでなく、沿岸漁業者の社會的經濟的狀態並に地位を何んとかしなければならぬ。而も今日に於ては、石油、綿糸、鐵鋼線、針金、釘、カーバイド、ゴム長靴、鹽、氷、等々の漁業用物資の不足と値上り、漁村に於ける生活用品の騰貴と負擔の増加、勞働力の不足、漁場の荒廢、等に就いて考へる所がなければならぬ。

三

沿岸漁業の保持發展のために、従つてまた漁村の更生維持のために、根本的對策は窮極する所「漁村協同組合」の發展充實を圖ることにあり、この意味に於て今日制度として存在する漁業組合を活用しその組織機能を百パーセント發揮せしむることが當面の問題である、といふのが從來唱へ來つた私見であり、また今日に於ても、否今日なるがゆゑに更に私見を強調しなければならぬと考へてゐる。而して水産當局も業者も一般にこの點に就いては異論がないと思はれるが、漁業組合の實情はこの期待を裏切つてゐる。即ち、第一に、政府として漁業組合制度の運用に就いて確立した政策がなく、その指導に就いても保護助成に就いても一貫した方針と熱意を缺い

てゐる。而も國民食糧の問題を云々するのは不思議に思はれるが、歸する所、水産國策なくまた組合制度に關する根本的な政策及び見通しを缺く結果と考へられる。また漁業者の側に於ても一時は漁業組合制度の改善を叫んで漁業法の改正を要求し、制度的には一應の改善をして置きながら組合の經營になると舊態依然たるものがある。もちろん、これは漁村の文化低く漁村民の意識もまた低いことが根本の原因であらうが、然らばなぜ官民協力して漁村の指導と教育とに努力せぬのであるか。殊に指導的地位に在る水産團體などの無力を甚だ遺憾としなければならぬ。

漁業組合の經營に就いては從來繰返し述べたところであるからこゝに重ねて論ずる必要はない。たゞ今日に於て特に必要なことは、水産業の時局的役割の重大性に鑑み、漁業組合をして漁業生産の確保に十分なる機能を發揮せしむること、漁村に對する時局的影響に就いて漁村の經濟及び生活を守るに足るだけの活動を漁業組合をしてなさしむることである。若しこれが出來ないとすれば漁業組合制度そのものも、またこれを改善したことも全く意味のないことである。而してこのことは從來單に漁業者或は漁村の立場から主張されたのと異なり、國家の立場に於て極めて重要なことである。現在、魚價の値上りから見かけの景氣に酔ふて漁業者がその組合の經營を怠るならば敢て國のためにその任務をはたさざるばかりでなく、何れは漁村に不幸な結果を招來するであらう。またその指導的地位に在る官民が、事態を深く見ることなく漁村民と共に近視眼であるならば、水産食糧の確保など思も及ばぬ所であらう。

尤も漁業用物資の不足或はその統制から、今日まで漁業組合に無關心であつた漁業者も組合に依存せざるを得

ないこととなり、これによつて自ら組合意識も幾分昂められると一應は考へられるが、しかしこの際十分な指導を與へなければ、漁業者にとつて組合は單なる物資の配給所或は購買所としか考へられないかも知れない。従つて今日こそ組合及び組合員の指導の好機會であると共に重要な時である。

統制が進展しました進展せざるを得ない今日の段階に於ては、生産にしても配給にしてもこれを圓滑且つ十分ならしむるには、これに計畫性を與へることが根本的に必要である。それには先づ生産が計畫的に行はれなければならぬ。例へば或漁村に就いて、魚介藻類に就いて幾何の生産をあげ得るか、而して幾何の生産を期待するか、これによつて漁業經營の仕方も自ら定り、また漁業用物資並に勞働力の所要量も定まつて來るであらう。しかし、今日の場合、物資や勞働力は自由には行かない。従つてこれによつてまた漁業經營を考へなければならぬ。少くとも必要な生産高をあげ而も物資や勞働力の實情に對應して行くためには、從來の如く個人的な或は孤立的な漁業經營では無駄が多いばかりでなく經營としては成り立つて行かぬことにならう。現に勞働力の關係から、何人かの漁業者が組合つて就業せざるを得ない場合が多くなつてゐるが、物資の關係からも今後同じことが必要になつて來るであらうし、またそれによつて無駄を省き消費節約を徹底することが出来る。

しかし、かゝることは個々の漁業者相互の關係では容易に出来るものではなく、漁業組合が一定の計畫の下にこれを指導し且つ促進しなければならぬ。ところが今日の漁業組合の實狀ではそれだけの統率力も指導性も先づないといはなければならぬ。その理由は、組合員自體の意識の低いこと、組合幹部にそれだけの理解と力をもつ者の少いこと、組合が過小で經濟的にその能力を缺くばかりでなくかゝる事業を行ふ融通性をもたぬもの

が多いこと、組合相互に聯絡協調し有無相通するやうな關係なくまたその組織もなく、寧ろ漁場その他の點で反目對立する風のあること、協同精神を涵養する地盤を缺くばかりでなく政黨關係その他の地方的事情で協力が妨げられるやうな場合の多いこと、等々である。

ゆゑに、現在の急務としては個々の漁業組合に就いて、その協同化を妨げてゐるやうな事情を排除し協同組合としての機能を發揮し得るやうに指導しなければならぬ。そのためには、各道府縣が指導の方針を立て、一定地區に指導員（従來の技術員を再教育して指導員たらしむる方法もあらう）を配置しこの指導員の責任に於て徹底的な指導を実施せしむる。もちろん府縣郡の水産會などはこれに全力をあげて協力すべきである。しかし指導のみで右の障害的な事情が排除出来るものでなく、相當強力な行政的處置例へば組合の廢合、組合幹部の入替、漁業權の整理等々、行政官廳が根本の方針を用意する以上、斷乎たる態度に出づべきである。同時にまた生産の増加のためには十分な保護と指導とを加へる必要がある。この點に就いて改正漁業法で認められた漁業協同組合が自ら漁業を營む場合の漁業の制限¹⁾は寧ろ撤廢し地方事情に即せしめ地方廳をして十分に監督せしむることが寧ろ適當であり、殊に今日の場合その必要を感じる。従つてかゝる意味に於て地方官の漁業に對する十分な理解と識見を要望すると共に、地方に於ける水産團體殊に水産會、縣漁聯の活潑なる活動を望みたい。

漁業組合並にその組合員の指導と共に重要なことは漁村民一般殊に漁村の青年の教育訓練である。従來漁村教育といへば直ちに水産の技術教育と考へたやうだが、もちろん技術教育も必要であるが、それよりも必要なことは漁村民の意識を高めること、協同精神の涵養である。これを如何にして達するかは教育の實際問題であるが、

1) 漁業法第四十三條ノ八、勅令第二百三十四號（昭和九年）

今日のところ何れにしても非常に怠られてゐる。

次に問題になるのは漁業組合の組織化系統化である。現在では全國漁業組合聯合會、縣聯合會と形は整つてゐるが、實質的には緊密に組織化されてゐないし、系統機關自體の活動に於ても經營に於ても甚だ不十分で遺憾の點が多いやうに思はれる。恐らく設立なほ日が淺いためであらうが、率直にいふと産業組合の系統機關の悪い所をたゞそれだけを眞似してゐるやうにさえ見える。それでは漁業組合の指導はおろか統制物資の配給機關としてさえ十分な活動は出來ないであらう。この點に就いて、系統機關の人的組織の充實、組合の指導精神の確立、組合經營の研究を特に希望したい。

これと共に遺憾な點は系統水産會の睡眠である。漁業組合系統機關がなほ充實せざる現狀に於て水産會の指導的役割は大であり、而もこの時局下に於て水産業に就いてなすべき事業は極めて多いといはなければならぬ。然るに水産會は如何なる方面に於ても殆ど活動してゐないやうに見える。これでは水産業に於ける指導的中心的な組織的な力といふものは全然見られないこととなるであらう。

繰返すまでもなく、國民食糧の確保の點ばかりでなく、輸出貿易振興の上に於ても、また工業原料補給のためにも水産業の時局的役割は決して過小評價さるべきものではない。このために確乎たる水産國策の樹立を要望せざるを得ないが、實際問題として最も急務たる沿岸漁業及び漁村の保持のために漁業組合の充實と健全なる發達を望みたい。